

# 福島県弁護士会 損害賠償支援事業

## 浪江町民支援事業

東京電力への損害賠償請求についてお困りではありませんか？

- ・まだ東京電力に対する損害賠償請求をしていない
- ・東京電力に対する損害賠償請求をしても合意まで至っていない
- ・そもそもどうしたらよいか分からない・・・など

福島県弁護士会の損害賠償支援事業を利用してみませんか？

◆ この事業のポイントは・・・

- ① 福島県弁護士会と浪江町とが連携して行う事業です。
- ② 集団的な請求あるいは申立ではなく、個別の弁護士が個別に事情をお聞きして対応します。
- ③ 東京電力に対する直接請求と、紛争解決センター申立とを選べます。どちらを選ぶかについても、弁護士に相談できます。
- ④ 原則として法テラスの震災代理援助（\*）をご利用いただけます。

\* 法テラスが利用者の当初の弁護士費用を立替払いし、利用者の支払はすべて東京電力からの損害賠償金の獲得など手続を終えた後とすることができる制度（弁護士費用については裏面もご参照）

- ⑤ 既に東京電力に対する損害賠償請求をされている方でもご利用いただけます（その場合、どのような請求が可能かどうかは弁護士にご相談下さい）。

### 事業の流れ

- ① 次の受付電話番号に電話をして、申込みをして下さい（浪江町主催の説明会に参加された方は、終了後にそのまま申込みをしていただくこともできます）。

浪江町 産業・賠償対策課 賠償支援係

0243-62-0123（内線241, 242）

申込みをすると、町から「質問票」が送られますので、表面、裏面について、良く読んで、記入をしておいて下さい（ご家族で申し込む場合でも、1人1枚ずつ質問票を記入して下さい）

- ② 福島県弁護士会の救済支援センターからあなたに電話があり、担当弁護士を紹介いたします。

- ③ あなたから担当弁護士にご連絡していただき、ご予約の上、担当弁護士の事務所にて相談・依頼となります。

<相談・依頼の際には必ず質問票に記入したものをお持ち下さい>

- ④ あなたが弁護士に依頼すると決めたら、弁護士があなたと打ち合わせをしながら損害賠償請求書を作成します。損害賠償請求書がまとまると、東京電力への請求、または、紛争解決センターへの申立を行います。どちらを選ぶかは、弁護士とよく相談して決めて下さい。

# 原子力発電所事故被害者救済支援センターの 弁護士費用の例

(いずれも、個人の方が、原子力発電所事故被害者救済支援センターから紹介された弁護士に、東京電力との直接交渉あるいは紛争解決センターへの申立を委任した場合です)

## 弁護士費用の目安

実費 : 1人あたり10,000円  
 着手金 : 1人あたり36,750円(消費税込)  
 同一世帯のお2人以上の方が委任する場合、1世帯あたり47,250円  
 (消費税込)

法テラスの震災代理援助を利用できる場合、実費、着手金は事件終了時まで償還を猶予されます。

報酬金 : 原則として2.1%(消費税込)  
 中間指針の範囲外の損害にかかる賠償を得た等特段の功績がある場合に最大で3.15%(書面、電話のみの交渉の場合、消費税込)あるいは4.2%(面談、出頭等による交渉の場合、消費税込)

## 弁護士費用の事例

ケース1 : 個人の方が1人で委任し、東京電力から中間指針に沿った金額として200万円の支払を受けた場合



実費	¥	10,000
着手金	¥	36,750
報酬金	¥	42,000
		(原則どおり2.1%)
合計	¥	88,750

ケース3 : 同一世帯のご家族4人で委任し、東京電力から中間指針を大きく超える金額として1000万円の支払を受けた場合



実費	¥	40,000
着手金	¥	47,250
報酬金	¥	420,000
		(特段の功績ありとして4.2%)
合計	¥	507,250

ケース2 : 同一世帯のご家族3人で委任し、東京電力から中間指針に沿った金額として500万円の支払を受けた場合



実費	¥	30,000
着手金	¥	47,250
報酬金	¥	105,000
		(原則どおり2.1%)
合計	¥	182,250

ケース4 : 個人事業主の方が委任し、東京電力から中間指針に沿った金額として500万円の支払を受けた場合



実費	¥	10,000
着手金	¥	36,750
報酬金	¥	1,050,000
		(原則どおり2.1%)
合計	¥	1,096,750

以上はあくまでも目安及び事例であり、実際の弁護士費用は事案に応じて法テラスにより決定され、あるいは各弁護士との間で決めていただくことになります。また、センターから紹介された弁護士であっても、弁護団による集団申立等を委任するような場合、弁護団において独自の報酬基準を定めていることもあります。詳しくは紹介された弁護士にご相談下さい。